

平成26年度 第4回消費生活審議会会議概要

日 時	平成26年11月6日(木) 午前10時～午後12時5分
場 所	消費生活センター研修室(西堀ローサ内)
出席委員	澤田委員, 道上委員, 石井委員, 渡辺委員, 宮原委員, 榎並委員, 三島委員, 奥田委員, 小関委員, 坂内委員, 沢井委員, 大橋委員,
欠席委員	小林委員, 遠藤委員, 梨本委員
事務局	古俣課長, 小柳所長, 青木主幹, 本間主事
議 事	1. 新潟市消費生活推進計画について ①新潟市消費生活推進計画(一次改定)の中間報告とりまとめについて ②新潟市消費生活推進計画(一次改定後の主な事業見込み)について ③審議の進め方(審議スケジュール)について 2. その他
審議概要	<p>事務局挨拶のあと議事に入る。</p> <p>事務局 議事1 新潟市消費生活推進計画について 「①新潟市消費生活推進計画(一次改定)の中間報告とりまとめについて」 を報告</p> <p>(質 疑)</p> <p>(第1章~第3章)</p> <p>委 員 資料2の第2章1(3)次々と生まれる悪質商法の手口に「二次被害」とあるが、一般の人に理解してもらえる用語なのか。</p> <p>事務局 例えば原野商法等の具体的事例を挙げ、分かりやすい表現を検討したい</p> <p>委 員 マンション購入の電話勧誘やリサイクル業者の押し買いにあった経験があるが、ものすごく強引だった。</p> <p>事務局 ここでは代表的な事例を挙げたが、他の手口は資料編の中に入れてたい。</p> <p>(第4章)</p> <p>委 員 施策4「地震時等の災害時における対応」の文中の表記にバラつきがあるので統一した方がよい。</p> <p>事務局 それぞれの事例に合った記載の仕方を検討したい。</p> <p>委 員 災害時における対応については、災害は一樣ではないのでセンターとしてもっと裁量の幅があってもいい。</p> <p>委 員 施策9(1)「効果的な情報の提供」では、資料編5(3)⑦「消費生活の不安・被害解消のためにどのような対策が必要か」にあるように、啓発にはテレビ・ラジオ等による情報の提供という記載があってもよい。</p> <p>事務局 マスコミには市の広報課を通して一定の情報提供をしているが、今後もマス</p>

コミの協力を得ながら効果的な情報提供に努めたい。

委員 「報道機関に迅速に情報提供をする」を加えたらどうか。

委員 施策 11 (2) ②の「必要に応じ、消費者に身近な区役所で消費生活相談を実施します。」とはどんなケースがあるのか。

事務局 身体的な理由等でセンターに来庁することが出来ない場合は、相談者の自宅に出向いたり、近くの区役所等で相談を行うケースを想定している。

委員 「必要に応じ」の個所は、区役所で相談できるという誤解を与えるので直した方がよい。

事務局 記載方法について検討したい。

委員 課題 4 の文中に「高齢者・障がい者と接する機会が多い」団体の中に、町内会の記載がないが、実際は町内会で高齢者・障がい者に接する機会が多い。

事務局 町内会については、施策 12 (1) ①, 施策 5 (6) ①, 課題 5 の本分の中に記載があり、その中に含まれている。

委員 施策 16 (1) 「関係機関との連携」に商店街、商業者等は入っていないのか。

事務局 施策 16 (1) ①「事業者団体」、②「地域の各種団体」に含まれると考えているが、もう少し具体的な記載が必要かどうか検討したい。

委員 施策 11 (2) ①の「弁護士会などと連携」とは具体的にどんなものがあるのか。

事務局 広聴相談課で弁護士相談会の開催やセンターにおいては相談員に対するアドバイスの会議を開催している。また、県との共催で多重債務相談会を実施している。その他、内容に応じ弁護士事務所の紹介や無料電話相談等の案内をしている。

(第 5 章, 第 6 章)

委員 第 5 章 2 目標の取組 2 目標値「消費者安全確保地域協議会のあり方について方向性の明確化」の方向性の明確化の意味が抽象的で分かり難い。

事務局 「改正消費者安全法」では地域で高齢者等の見守り等のための協議会を組織せよとっている。ただ、具体的なことはこれから検討することになるが、その方向性を明確にしていくことが今の取組になる。

委員 この協議会の設置は義務なのか。

事務局 任意で組織できる規定になっている。ただ、国から具体的な明示もないことから全体が見えにくい状況ではあるが、今後の目標としてここに記載した。

委員 ここに記載するのであれば、何年までに実施するという計画が必要ではないのか。

事務局 先が見通せない現在の段階では難しいが、見守りネットワークづくりについては今後も取り組んでいきたい。また、第 6 章 2 にあるように重点的に取り組む施策については検証と評価を行い、その結果を随時情報提供していき

い。

委員 施策 14 の (1) に既存の見守りネットワークの記載があるが、そこに (2) と
して消費者安全確保地域協議会を追記してはどうか。

事務局 どのような記載方法があるのか検討したい。

(資料編)

委員 印刷はカラーになるのか。

事務局 カラー印刷で考えている。

委員 5 (1) 図表 3-1-3 の 2 人以上世帯の消費支出が変化している表と図表 3-1-4
の単独世帯が増加している表との関連性はあるのか。

事務局 図 3-1-3 は消費支出の内訳がモノからサービスへの変化があり、図 3-1-4 は世
帯構成の変化があることを示したもので、2 つの表に関連性はない。

委員 単独世帯もいろいろある。高齢者もいれば単身者や大学生もいる。すぐに見
守りの必要性があるとは限らない。

委員 今の時代、いろんなライフスタイルがあっいい。単独世帯が増えているから
問題ということにはならない。

事務局 そのような意図で記載したものではなく、図 3-1-3 は消費支出の変化を示し、
図 3-1-4 は世帯構成の変化を示すつもりだった。もう少し適切な資料を検討
したい。

事務局 議事 1 新潟市消費生活推進計画について

「②新潟市消費生活推進計画（一次改定後の主な事業見込み）について」を
報告

(質疑 なし)

事務局 議事 1 新潟市消費生活推進計画について

「③審議の進め方（審議スケジュール）について」を報告

(質疑 なし)

事務局 次回はパブリックコメントを行った後、答申案の取りまとめになる旨告げ、
閉会の挨拶を行った。